第三十七条　この法律の施行の際現に旧再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新再生可能エネルギー電気特別措置法第十九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（処分等の効力）

第三十八条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十九条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十条　附則第二条から前条まで、第四十四条、第四十七条、第五十七条、第五十九条、第六十一条、第六十八条及び第七十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四十一条　政府は、中立性確保措置（電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）附則第十一条第一項第二号に規定する中立性確保措置をいう。）を法的分離（同条第二項に規定する法的分離をいう。）によって実施する場合には、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにしつつ、電気事業を営む者の間の適正な競争関係の確保等を通じた電気事業の健全な発達を図るという観点から、電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（金融商品取引法の一部改正）

第四十二条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十五項第三号中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。

第三十五条第二項第五号の二中「指定物品」を「指定品」に改める。

第百四十二条第九項中「物品」を「同条第一項に規定する商品」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第四号」を「同項第十一号」に、「卸電気事業者」を「送電事業者」に、「電気事業者」を「一般送配電事業者等」に、「電気事業者が」を「一般送配電事業者等が」に改める。

第七百一条の三十四第三項第十六号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業又は同項第三号」を「一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十四号」に、「卸電気事業」を「発電事業」に改める。

附則第九条第八項中「第二十四条の三第一項」を「第十七条第一項」に改め、「同法第二条第一項第七号に規定する」及び「特定規模需要に応ずる」を削る。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日の属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第三項第十六号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び施行日の属する年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに施行日の属する年前の年分の個人の事業及び施行日の属する年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

3　前条の規定による改正後の地方税法附則第九条第八項の規定は、施行日以後に新電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて行われる電気の供給に係る収入金額について適用し、施行日前に旧電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に応じて行われた電気の供給に係る収入金額については、なお従前の例による。

（高圧ガス保安法等の一部改正）

第四十五条　次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

一　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三条第一項第六号

二　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第二項

三　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十七条第一項

四　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十一条第一項

五　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二十三条第一項の表第五号

六　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十八条第一項

七　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十二条第一項

八　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第十六条第一項

九　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第三十五条第一項の表第二号

（土地収用法の一部改正）

第四十六条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業」を「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業」に改める。

第十七条第一項第三号ト中「一般電気事業（」を「一般送配電事業（」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「又は特定電気事業」を「、特定送配電事業」に、「の用」を「又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電気的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用」に改める。

（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした事業の認定の申請につきその事業の認定に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の土地収用法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（道路法の一部改正）

第四十八条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に、「同項第八号」を「同項第三号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

（農山漁村電気導入促進法等の一部改正）

第四十九条　次に掲げる法律の規定中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

一　農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）第四条第三号

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百三十四条第一項

三　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第五十二条第一項